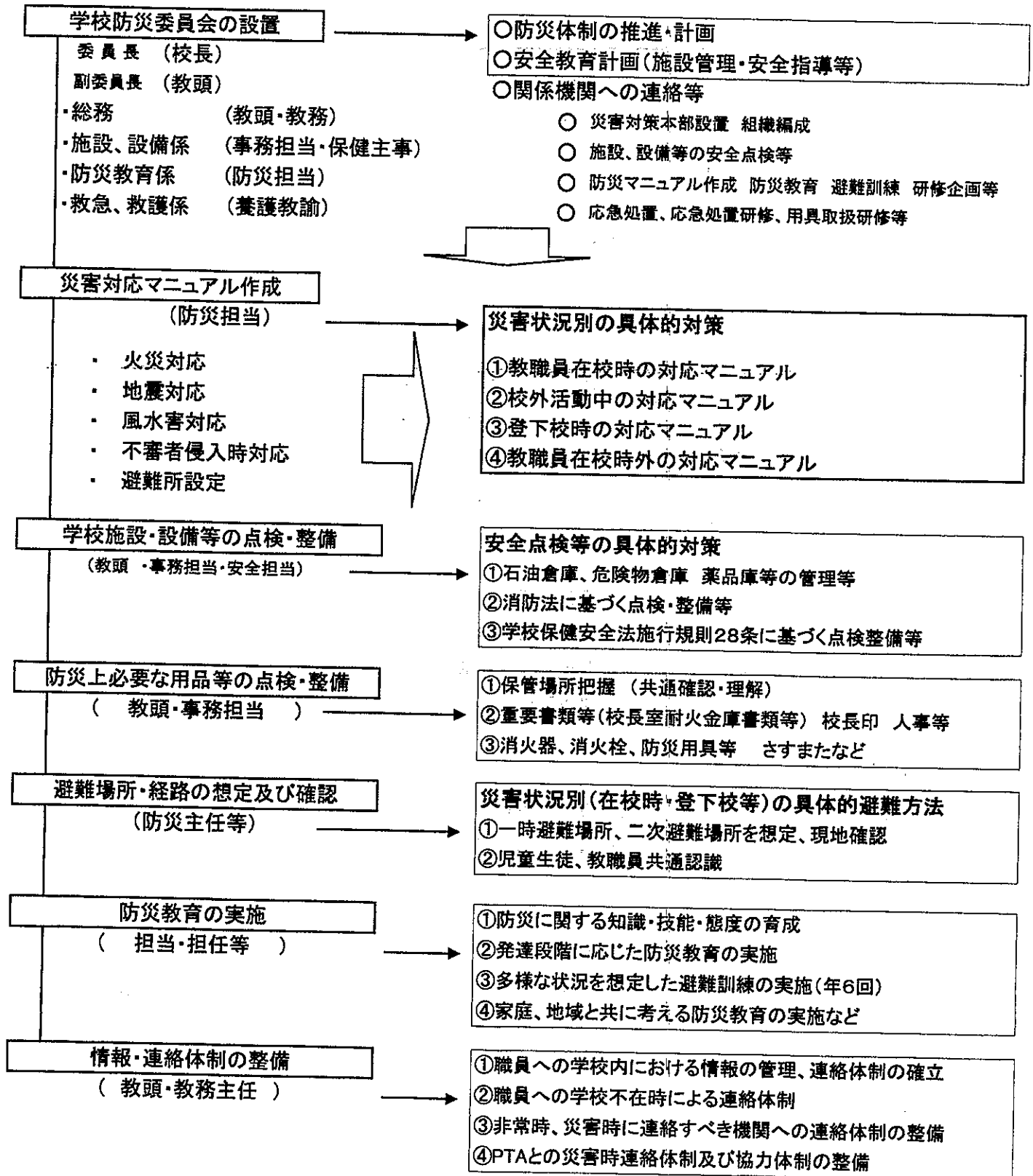


七城小学校災害対応マニュアル

**菊池市立七城小学校
令和6年度版**

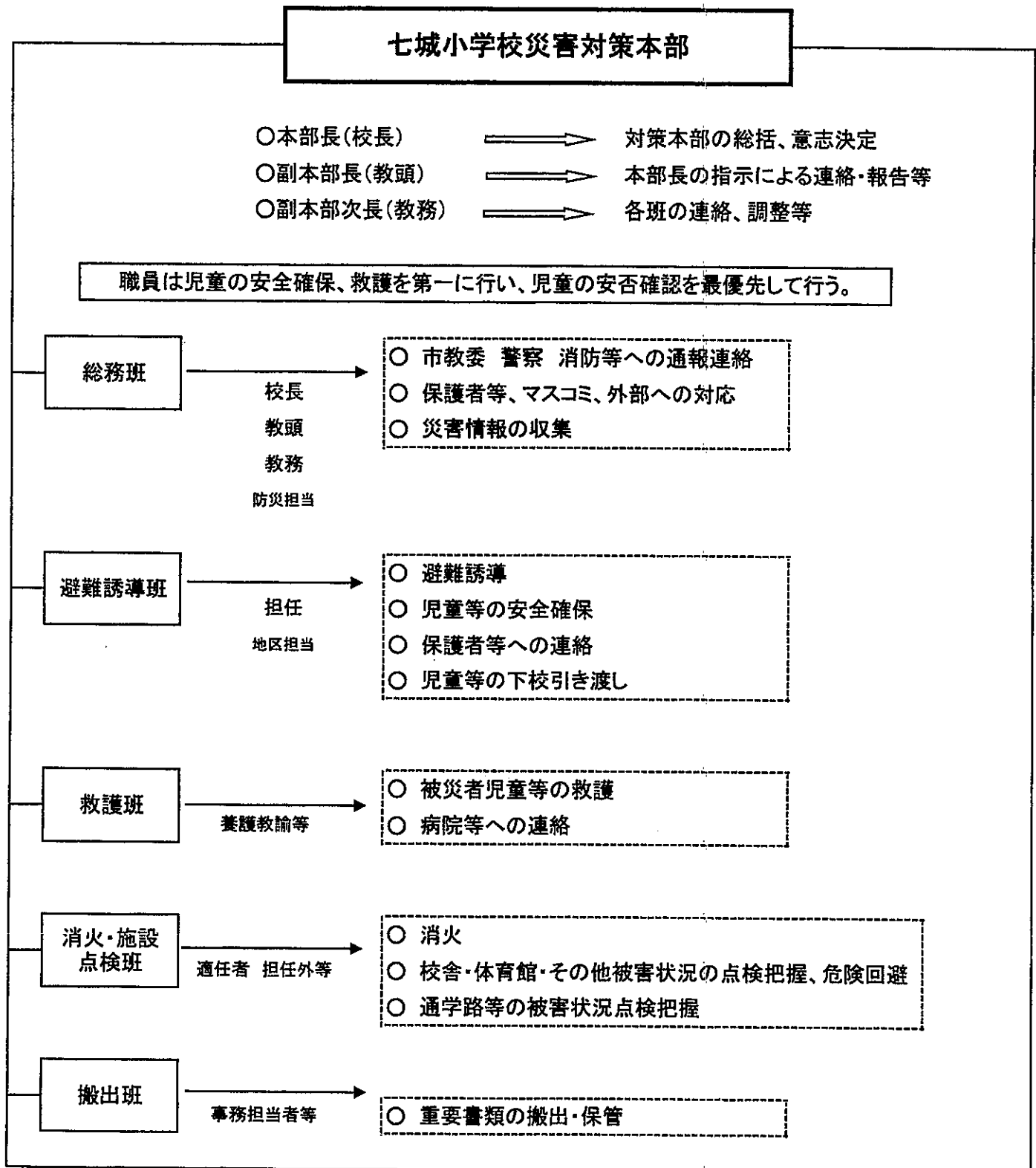
I 日常的な学校の防災活動

- ・災害が発生した場合速やかに児童の安全確保を徹底する。
- ・安全教育、安全管理を徹底する。



Ⅱ 七城小学校災害対策本部の組織

- 災害の規模、被害状況等を踏まえ、原則として校長室・職員室に学校災害対策本部を設置する。
- 本部長の指揮の下、組織的な災害対応に当たる。
- 職員は、児童の安全確保・救護を第一に行い、児童の安否確認を優先して行う。



Ⅲ 災害発生時の危機管理

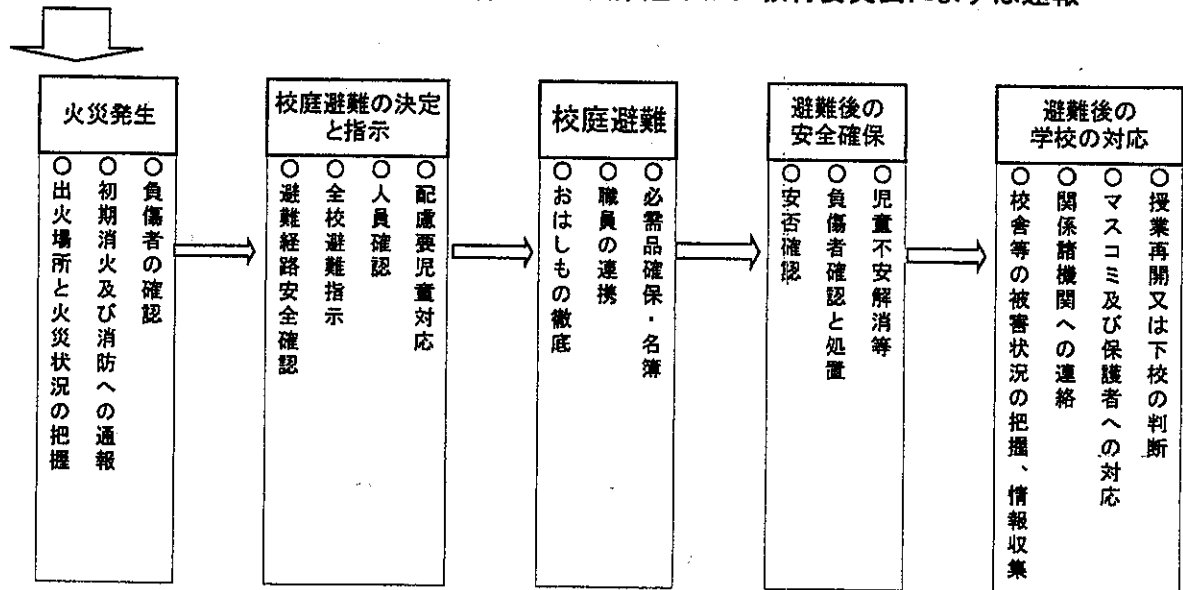
1 火災発生時

(1) 教職員・児童在校時の災害対応マニュアル

火災発生時

基本的な対応

児童生徒の安全確保ができ次第速やかに教育委員会にまずは速報



◎ 火災発生時初期対応

- ・火災報知器の作動による火災発見の場合→職員室で出火場所を確認し、出火場所近くの職員に連絡し、状況を確認する。
- ・火災発見者からの連絡の場合→発見者は火災報知器のボタンを押し、職員室に連絡する。
- ・速やかに消防に連絡するとともに、消防隊が到着するまで初期消火を行う。

◎ 避難指示・避難

- ・出火場所を放送で知らせ、出火場所から遠ざかるように避難させる。
- ・煙から身を守るためにハンカチ等で口、鼻を覆い、身を低くして避難させる。

◎ 避難場所での対応

- ・避難場所は校庭(運動場)
- ・児童の不安に対する対処、安全確保、少人数で全体を見渡せるようにする。
- ・ルールをつくり、勝手な行動はとらないように指示する。

◎ 消防隊への引き継ぎ

- ・消防隊が到着したら、出火場所に迅速に到達できるように誘導する。
- ・消防隊の指揮本部に情報提供を行う。

◎ 被害状況の確認

- ・消防機関等と連携し、校舎施設の被害状況を確認する。
- ・授業再開又は下校の判断のための情報を収集する。

◎ 市教委への報告

- ・速報後、被害の状況、その他学校内外での指導事項の確認、状況に応じた休校等措置

◎ 校庭避難後の対応決定

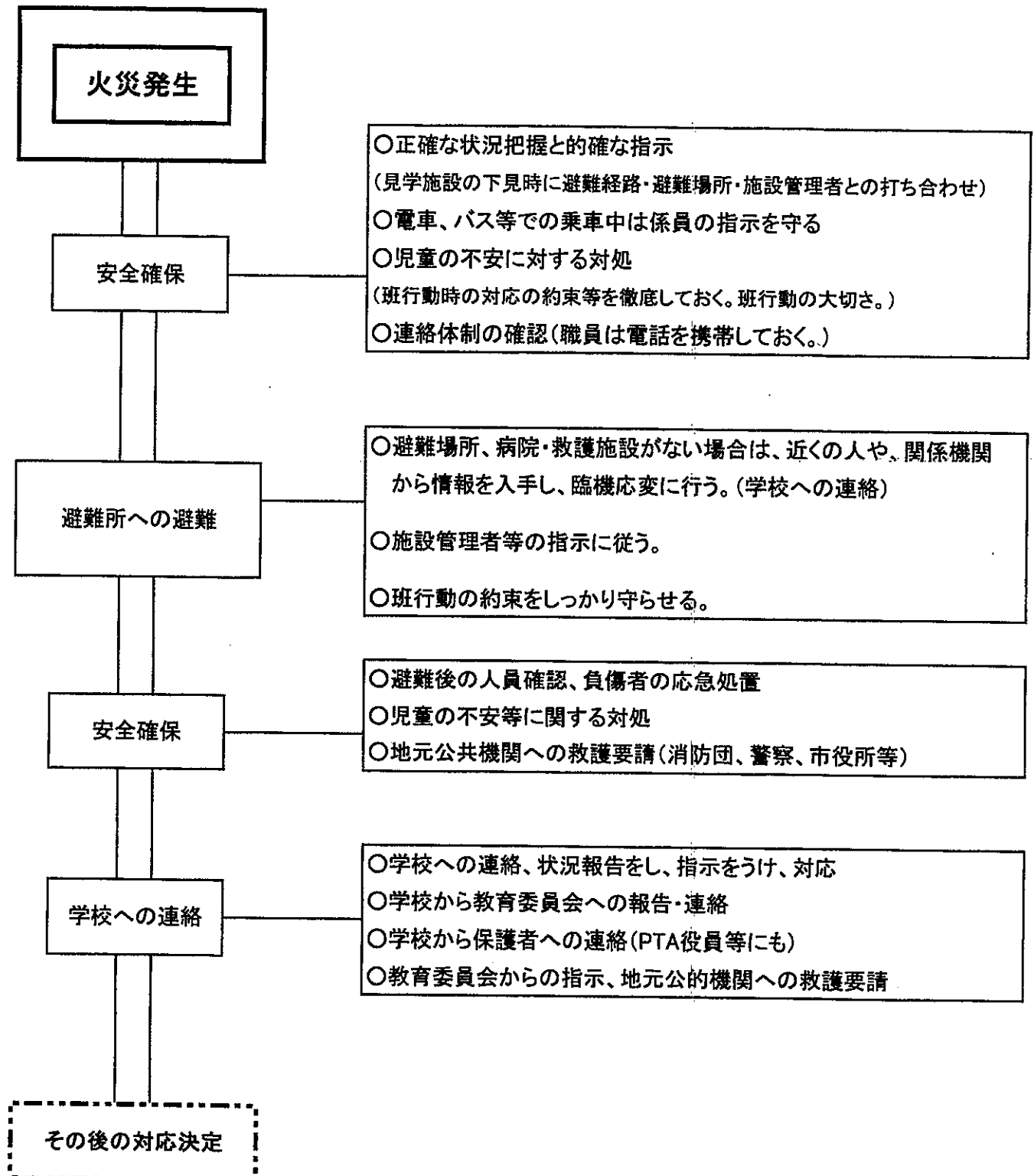
◎ 保護者へ連絡

・児童の校庭避難後の対応決定

- 1 火災の規模が小さく授業に支障がない場合は、授業を再開する。
- 2 火災の規模が大きく、授業続行が不可能な場合は、安心メールを利用し、児童を下校させることを伝える。

◎ 保護者への引き渡し

- ・保護者へ直接引き渡す。連絡が取れない場合は待機。



(3)

登下校時の災害対応マニュアル

火災発生時

火災発生

○職員は火災発生時初期対応を行う。

安全確保及び避難

○職員は校内にいる児童に対し、出火場所に近づかないようにしながら、校庭に避難するように促す。

○負傷者がいたら直ちに処置を行う。

○職員は連絡がとれるように電話を携帯しておく。

避難場所での対応及び安全確保

○避難後の人員確認、負傷者の応急処置

○児童不安等に対する対応

○登校してきた児童への対応(職員は各門に配置し、登校してきた児童を絶対に校内に入れない。)

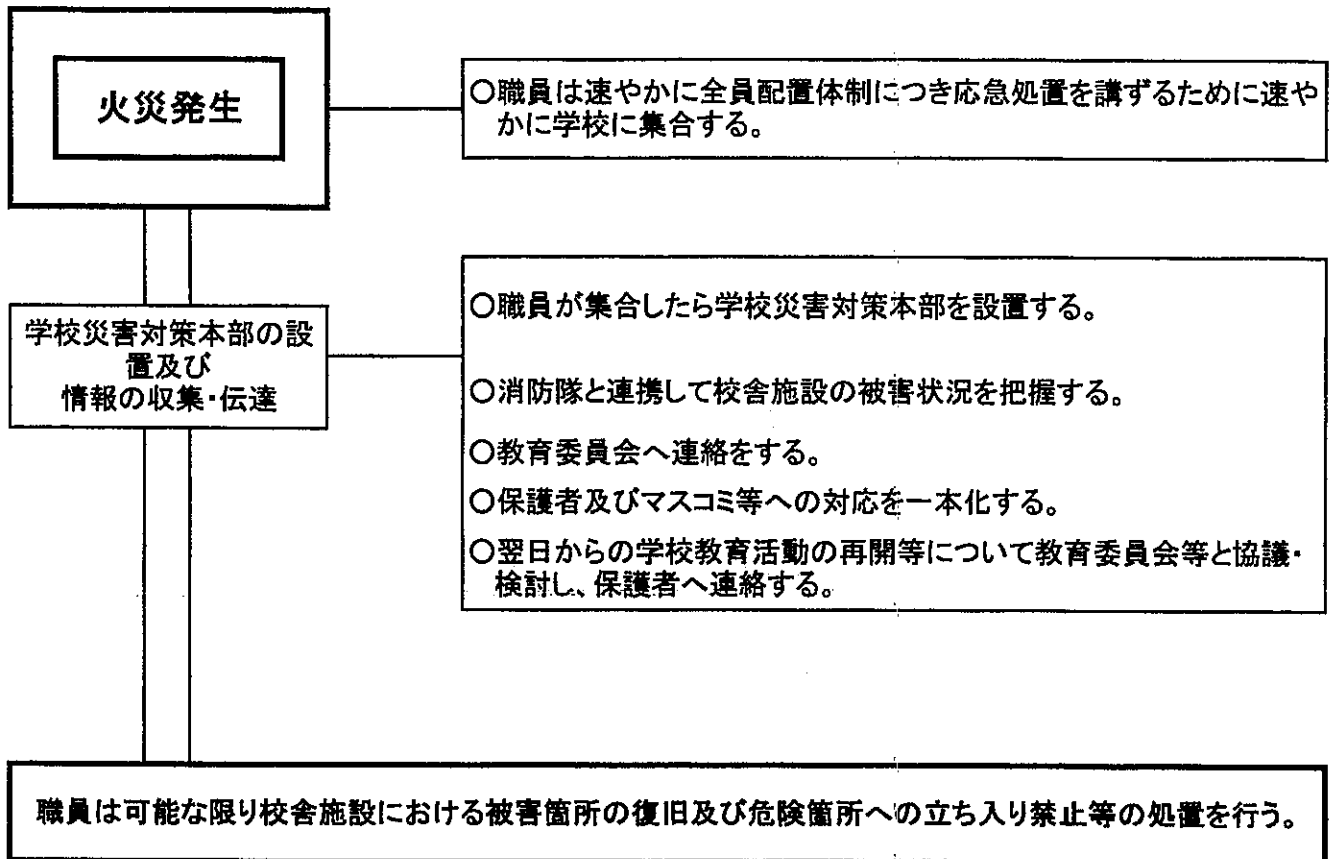
○消防隊と連携して被害状況の確認を行う。

その後の対応決定及び関係機関への連絡(教職員児童在校時の災害対応マニュアルに準ずる)

(4)

職員在校時外の災害対応マニュアル

火災発生時



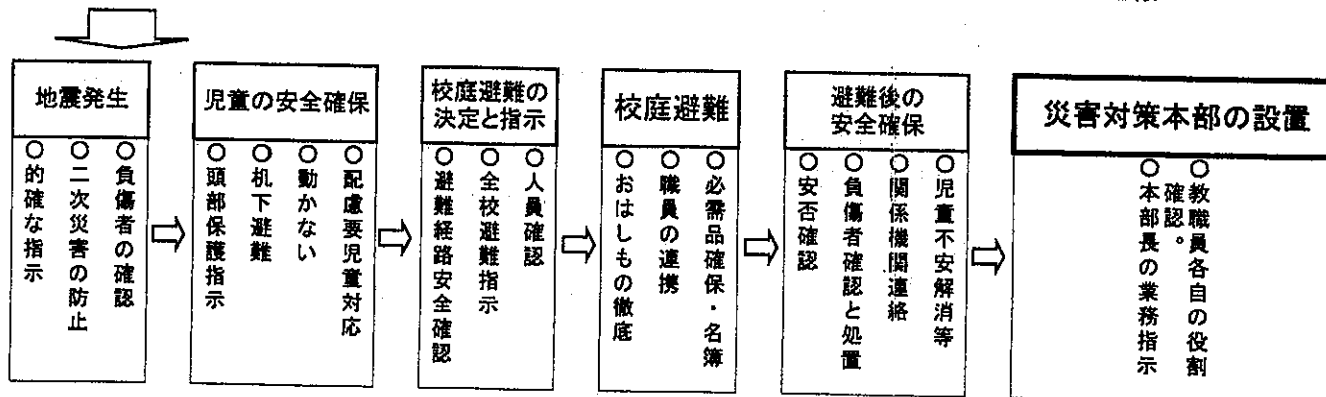
2 地震発生時

(1) 教職員・児童在校時の災害対応マニュアル

地震発生時

① 基本的な対応

まずは児童の安全確保ができ次第速やかに教育委員会に速報



◎ 地震発生初期対応 (一次対応の訓練)

- ・揺れの程度による即座の対応。(机の下、机がない場合、校舎外の場合等)
- ・地震速報がでた時の対応等……普段からの訓練が大切(自分で身を守る)
- ・落ちてこない、倒れてこない、移動してこない場所への避難が基本。

◎ 揺れが収まった後の避難 (二次対応の訓練)

- ・避難場所の設定 (原則、運動場)

◎ 避難場所での対応

- ・児童の不安に対する対処、安全確保、少人数で全体を見渡せるようにする。
- ・負傷者確認、処置、医療機関への連絡

◎ 被害状況の把握

- ・学校施設、通学路の点検、学校が避難所となった場合の安全確認
- ・危険箇所の立ち入り禁止等の危険回避対応

◎ 災害情報の収集

- ・マスコミ、地震の規模、余震の可能性、(土砂崩れ、火災情報、その他情報)
- ・地域の被害情報、危険箇所、菊池市教育委員会、菊池市災害本部、関係機関等との連絡

◎ 市教委への報告

- ・速報後、被害の状況、その他学校内外での指導事項の確認、状況に応じた休校等措置

地域の避難所になった場合

◎ 避難所の開設

- ・外部との対応、保護者、親戚、知人、マスコミ等からの照会対応。
- ・近隣学校間、支援し合えることはないか等の情報交換も大切
- ・避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動(P21に掲載)

◎ 校庭避難後の対応決定

① 避難継続

② 保護者へ連絡

保護者へ引き渡し

・児童生徒の校舎避難後の対応決定

- 1 避難を継続する場合
- 2 保護者へ引き渡す場合
- 3 保護者へ連絡が取れなかった場合

② 授業中の対応

避難経路の確認、全体指示は、教頭が行う。

場 所	共 通 事 項	個 別 事 項
普通教室	○教師による安全確保の的確な指示(頭部保護、窓や壁際を離れるなど。)普段の指導も大切 ○火気の確認、消火 ○児童の人員等状況確認や安全確認(被害確認) ○余震、二次災害に備え、児童を落ち着かせ、適切な指示	○机の下に潜らせ、机の脚をしっかりと持つよう指示。
特別教室		○実験中であれば、危険回避の指示(ガス、薬品、熱)
体育館		○中央に集合させ、体を低くするよう指示 ☆建物の構造、用具の位置によっては、臨機応変
校庭		○建物から離れ、体を低くし中央に集合
プール		○速やかにプールの縁に移動。縁をつかむよう指示。 ○収まり次第、素早くプールから出るよう指示 ○避難準備、サンダル、靴を履き、衣服やタオルで身を守る。

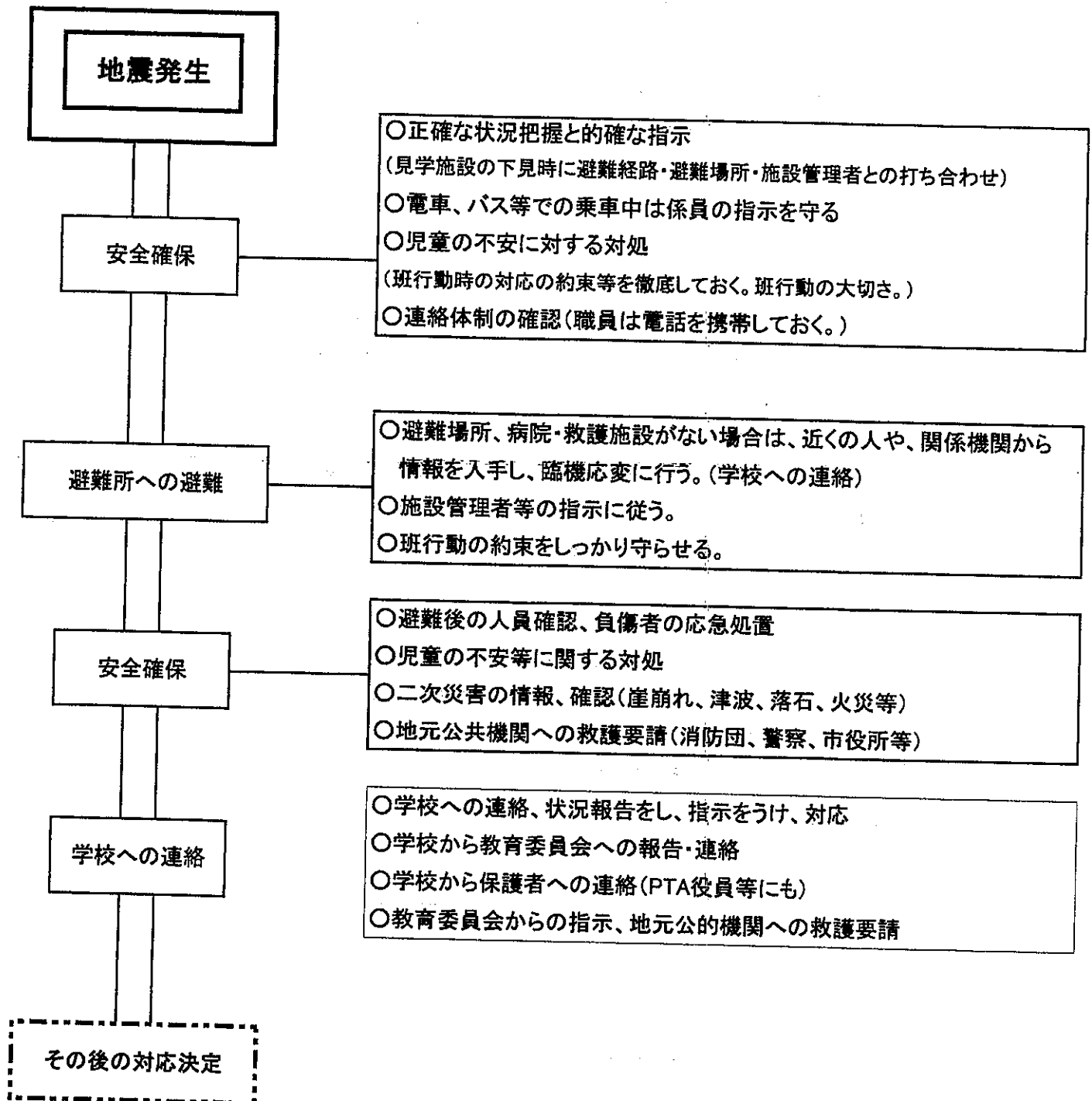
指示の例	①落ち着きなさい。壁や窓から離れ、机の下に潜りなさい。頭を守りなさい。 ②両手で、机の脚をしっかりと持ち頭を守りなさい。 ③揺れが収まりました。校庭に避難します。「おはしも」の約束を守り、落下物に気をつけ避難します。
------	--

③ 教師と児童が離れている場合の対応

避難経路の確認、全体指示は、職員で待機中の職員が行う。

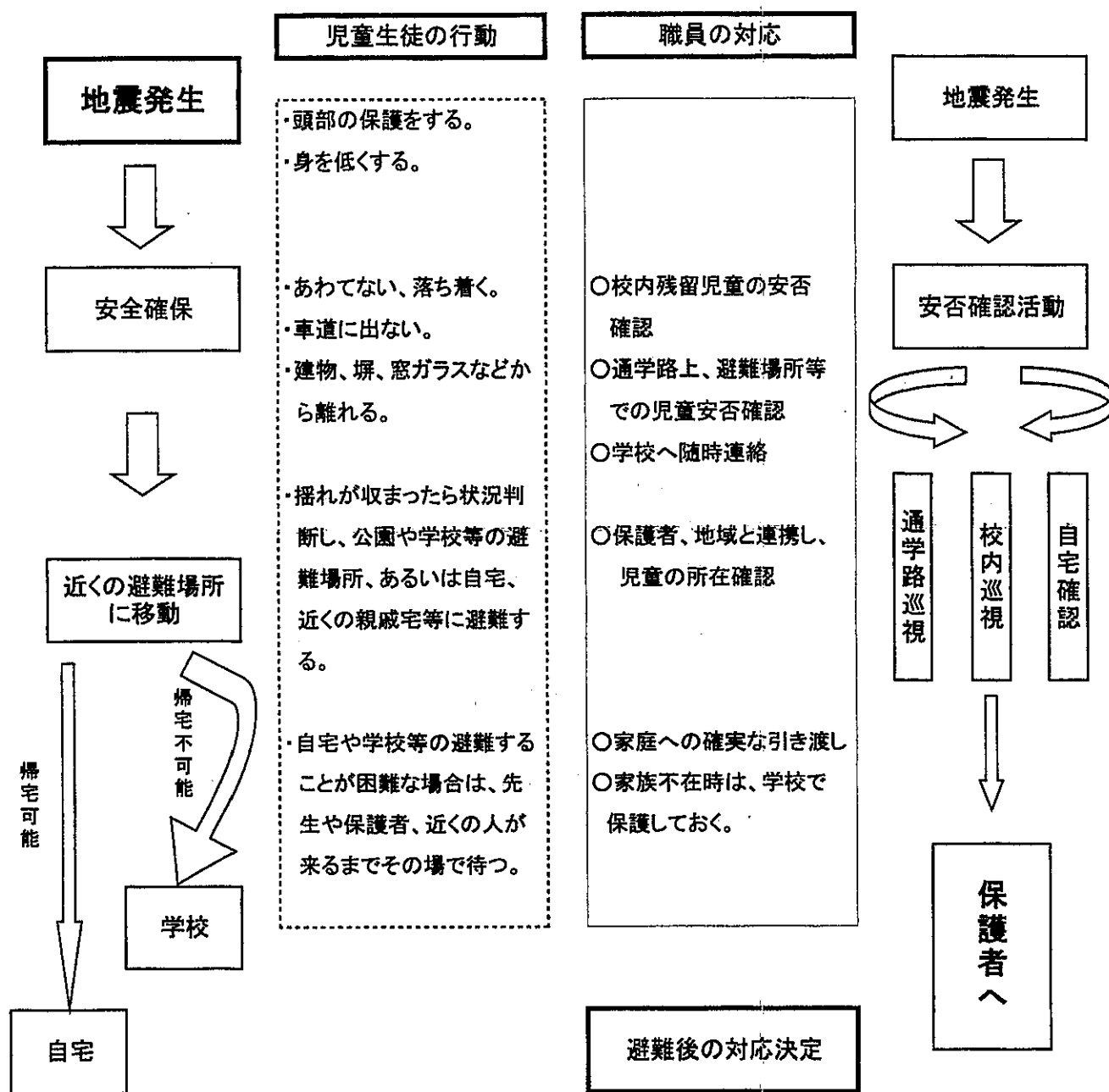
(始業前、休み時間、放課後)

場 所	児童生徒の行動	職員の対応
階段	○揺れている間は、カバン等や上着などで頭部を保護して収まるまでじっと待つ。	○全校指示(揺れが収まるまで頭部を保護、揺れが収まったら避難場所への誘導指示)
廊下	○落下物や倒壊物に気をつける。	○教職員は分散して、児童の安全確保、指示誘導
トイレ	○揺れが収まったら、教師の指示に従い、校舎外避難場所に避難する。	○校舎外にいる児童の安全確保、負傷者応急処置
校庭等	○周囲の安全にしっかり気をつける。 ○建物、塀、窓ガラスから離れる。 ○広い場所の中央で待つ。	○児童人員の確認、把握 ○被害状況の把握



※ 修学旅行や見学旅行で学習しているときに菊池市内で地震があった場合。

- ・ 地震の規模、被害状況の把握、情報収集
- ・ 学校または教育委員会への連絡、指示を受ける
- ・ 地元と公的機関や旅行業者との連絡、協議、連携
- ・ 児童生徒の不安に対する対処(状況説明、今後の対応等)



◎状況に応じた対応
 児童の安全確保が第一
 学校、保護者、地域との連携が大切
 日常的なPTA役員等、保護者、地域、関係機関との協議

(4)

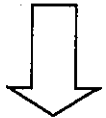
職員在校時外の災害対応マニュアル

地震発生時

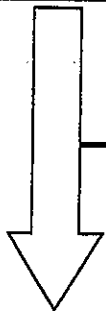
地震発生



職員の集合



学校災害対策本部の設置



避難所の開設運営

菊池市内域内に震度6弱以上の地震が発生した時には、自動的に3号配備が発令される。
本校職員も、家族等の安全を確保したあと、直ちに学校に集合する。

①児童の安否確認

②被害状況の把握

③災害情報の収集

④教育委員会への報告

⑤外部との対応

保護者への連絡

日常的な整備

- ・災害時の職員連絡網及び、非常配備体制の事前整備をしっかりとっておく。
- ・被害状況で、非常集合をお願いすることもあり得る
- ・地震の規模により、職員の迅速な対応が要求されるので、非常配備体制の共通理解をしっかりとる。
- ・連絡網の整備

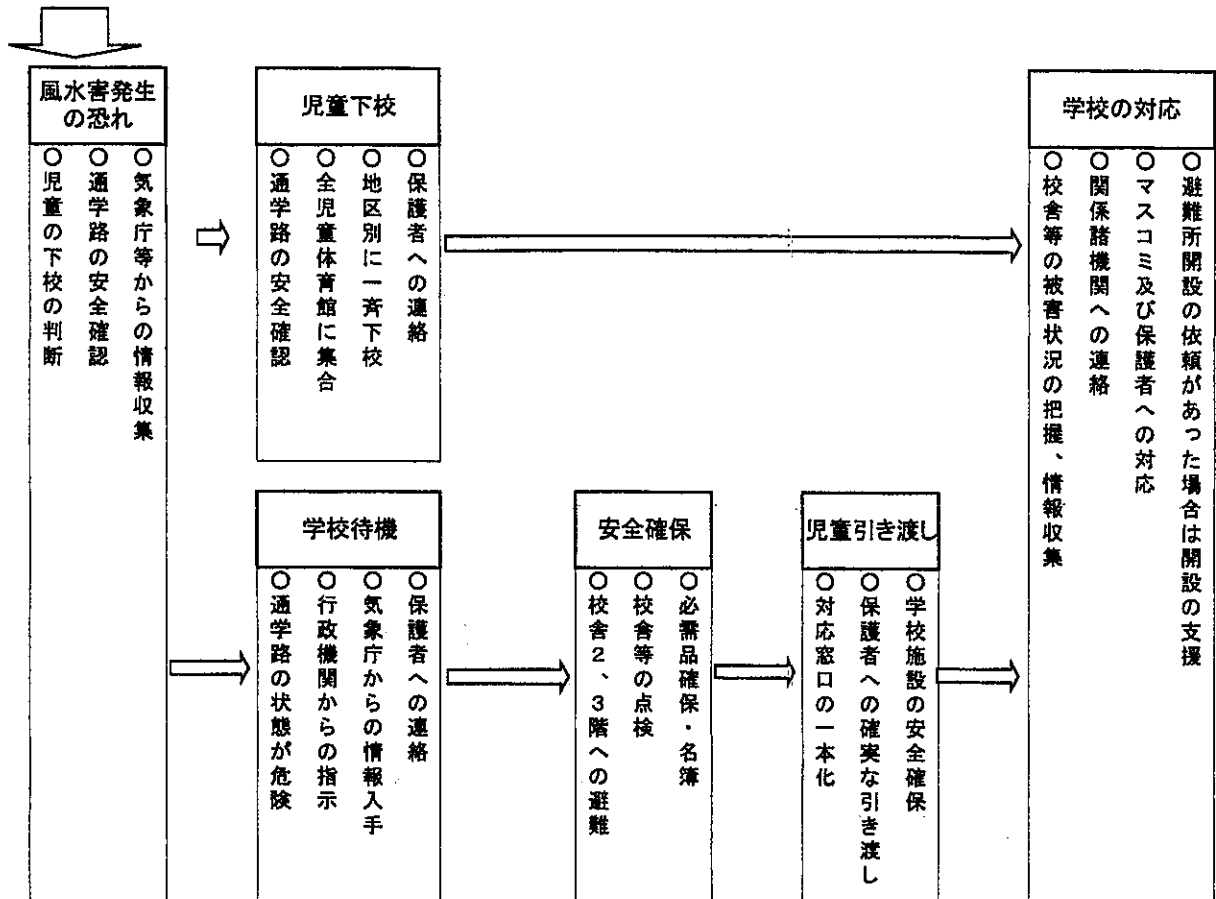
3 風水害発生時

(1) 教職員・児童在校時の災害対応マニュアル

風水害時

基本的な対応

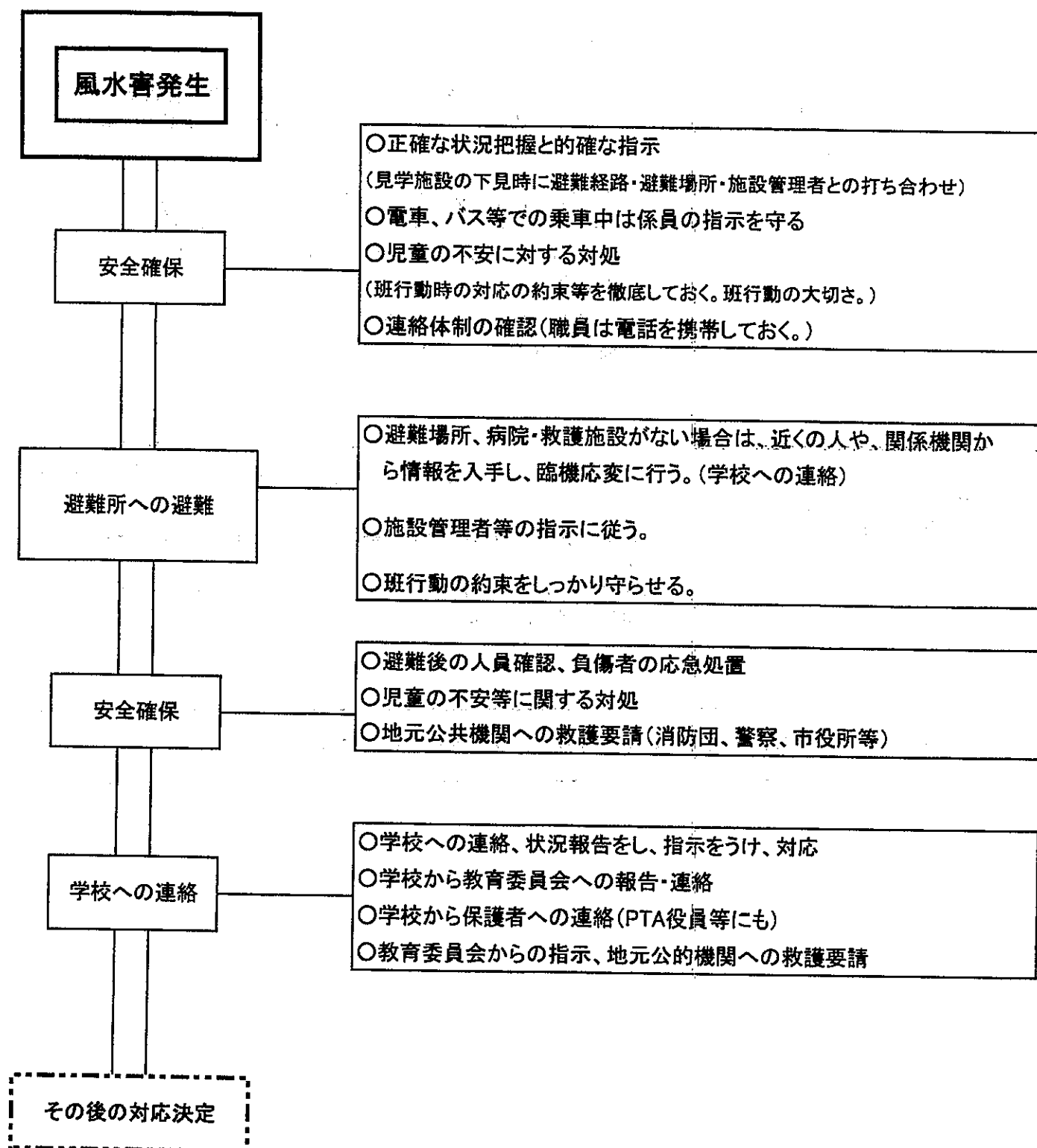
まずは学校の対応について速やかに教育委員会に速報



- ◎ 風水害発生時の恐れ
 - ・様々な情報をもとに、下校可能かどうかの判断をする。
- ◎ 下校又は待機の判断
 - ・下校の場合は、一斉下校の準備をして、職員が各地区の入口まで引率する。
 - ・待機の場合は、児童の安全確保に努める。
 - ・一斉下校の場合、体育館に集合させる。待機の場合は、校舎2、3階に集合させる。
- ◎ 保護者への対応
 - ・緊急連絡網(電話・メール)にて下校又は待機の判断を保護者に知らせる。
- ◎ 児童引き渡し
 - ・速やかに児童を引き渡せるように職員は迅速な対応をとる。
- ◎ 被害状況の確認
 - ・消防機関等と連携し、校舎施設の被害状況を確認する。
 - ・授業再開又は下校の判断のための情報を収集する。
- ◎ 市教委への報告
 - ・速報後、被害の状況、その他学校内外での指導事項の確認、状況に応じた休校等措置する。

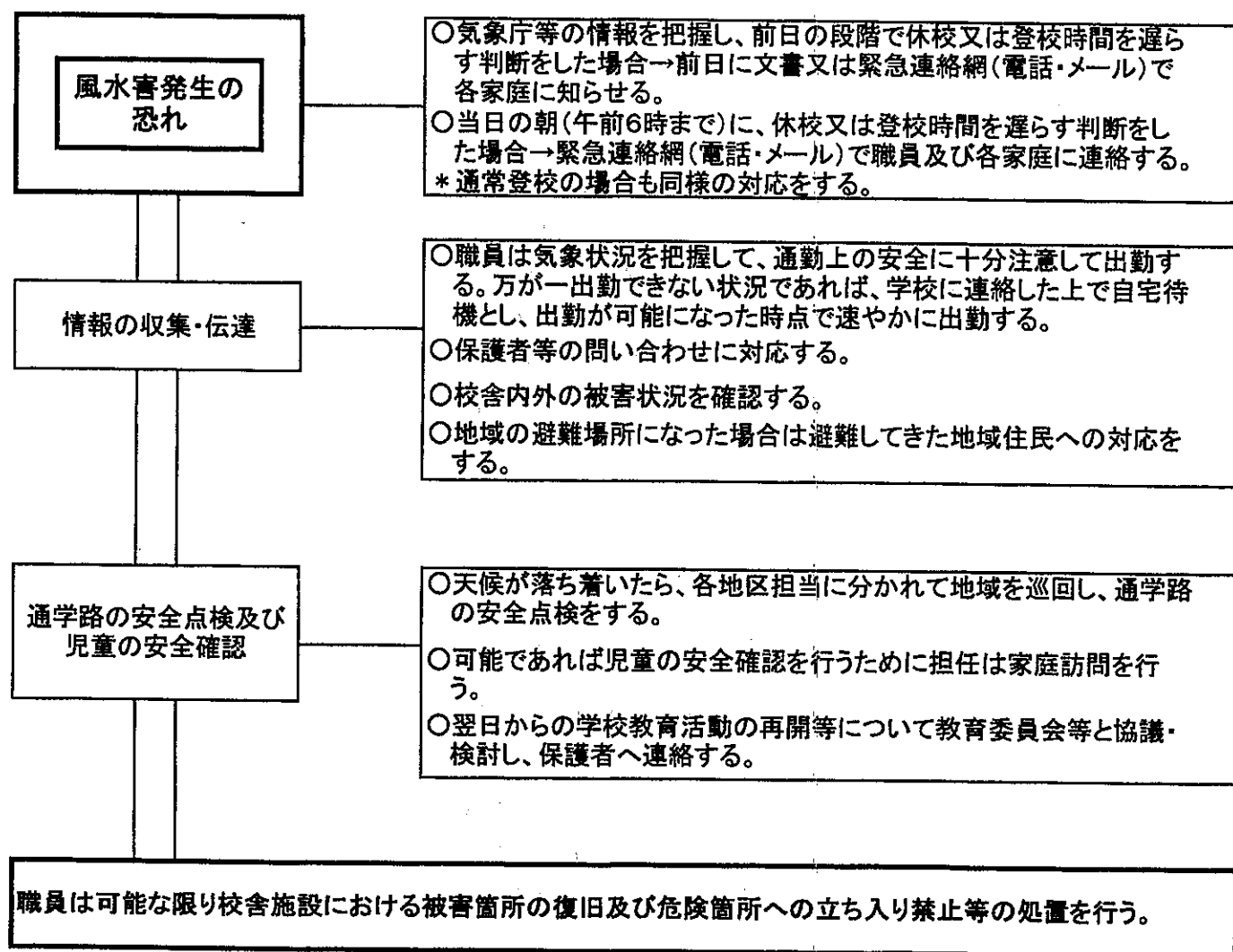
地域の避難所になった場合

- ◎ 避難所の開設
 - ・外部との対応、保護者、親戚、知人、マスコミ等からの照会対応。
 - ・近隣学校間、支援し合えることはないか等の情報交換も大切
 - ・避難所開設・運営の支援マニュアルに基づく活動(P19に掲載)



(3) 登校前(職員在校時外)の災害対応マニュアル

風水害時

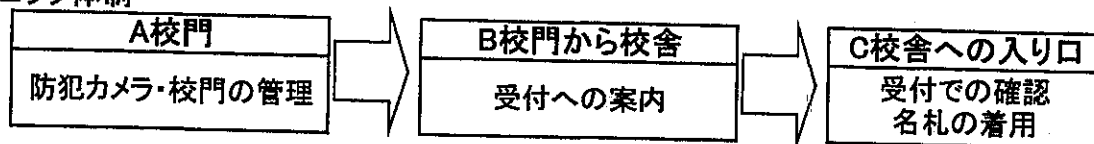


4 不審者対応時

(1) 教職員・児童在校時の災害対応マニュアル

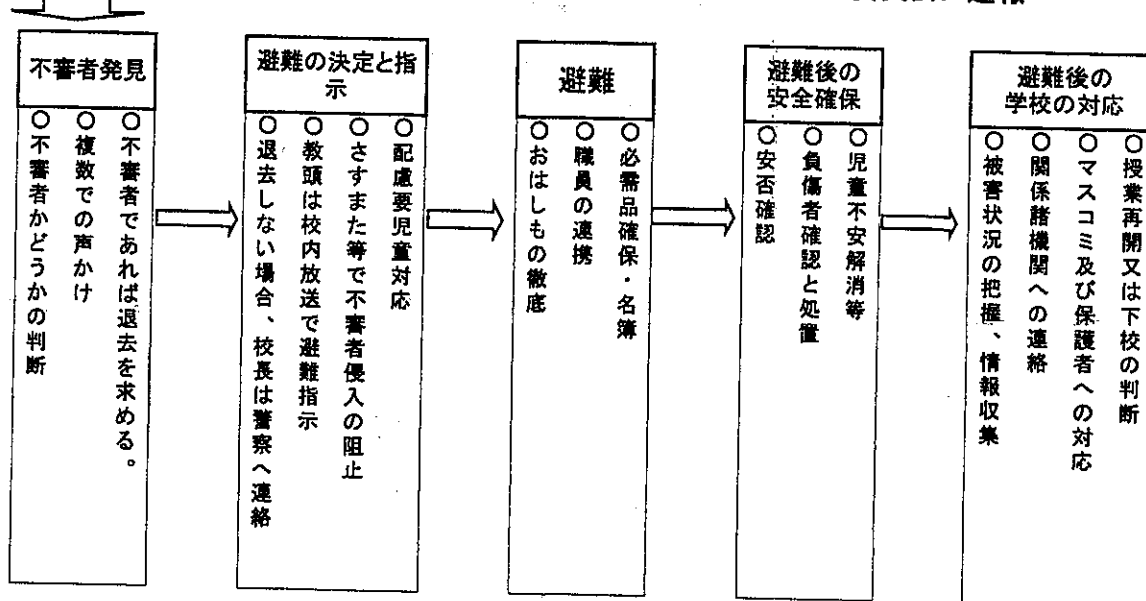
不審者対応時

チェック体制



基本的な対応

まずは児童の安全確保ができ次第速やかに教育委員会に速報



◎ 不審者初期対応

・必ず複数で対応し、不審者であれば退去を求める。

・退去しない場合は、校長は警察に連絡する。その他の職員は不審者の侵入を阻止する。

◎ 避難指示・避難

・避難場所は放送で指示をする。

・もし避難場所が教室の場合は不審者が侵入しないよう入口を固めておく。

◎ 避難場所での対応

・児童が避難場所に避難したら、低学年の職員はそのまま避難場所で児童を管理する。

・中高学年の職員は児童を避難場所に避難させた後、不審者に対しあらゆる手段で対応する。

◎ 警察への引き継ぎ

・警察が到着したら、不審者のいる場所へ迅速に到達できるように誘導する。

・警察にこれまで分かっている情報を提供する。

◎ 被害状況の確認

・警察と連携し、校舎施設の被害状況を確認する。

・授業再開又は下校の判断のための情報を収集する。

◎ 市教委への報告

・速報後、被害の状況、その他学校内外での指導事項の確認、状況に応じた休校等措置する。

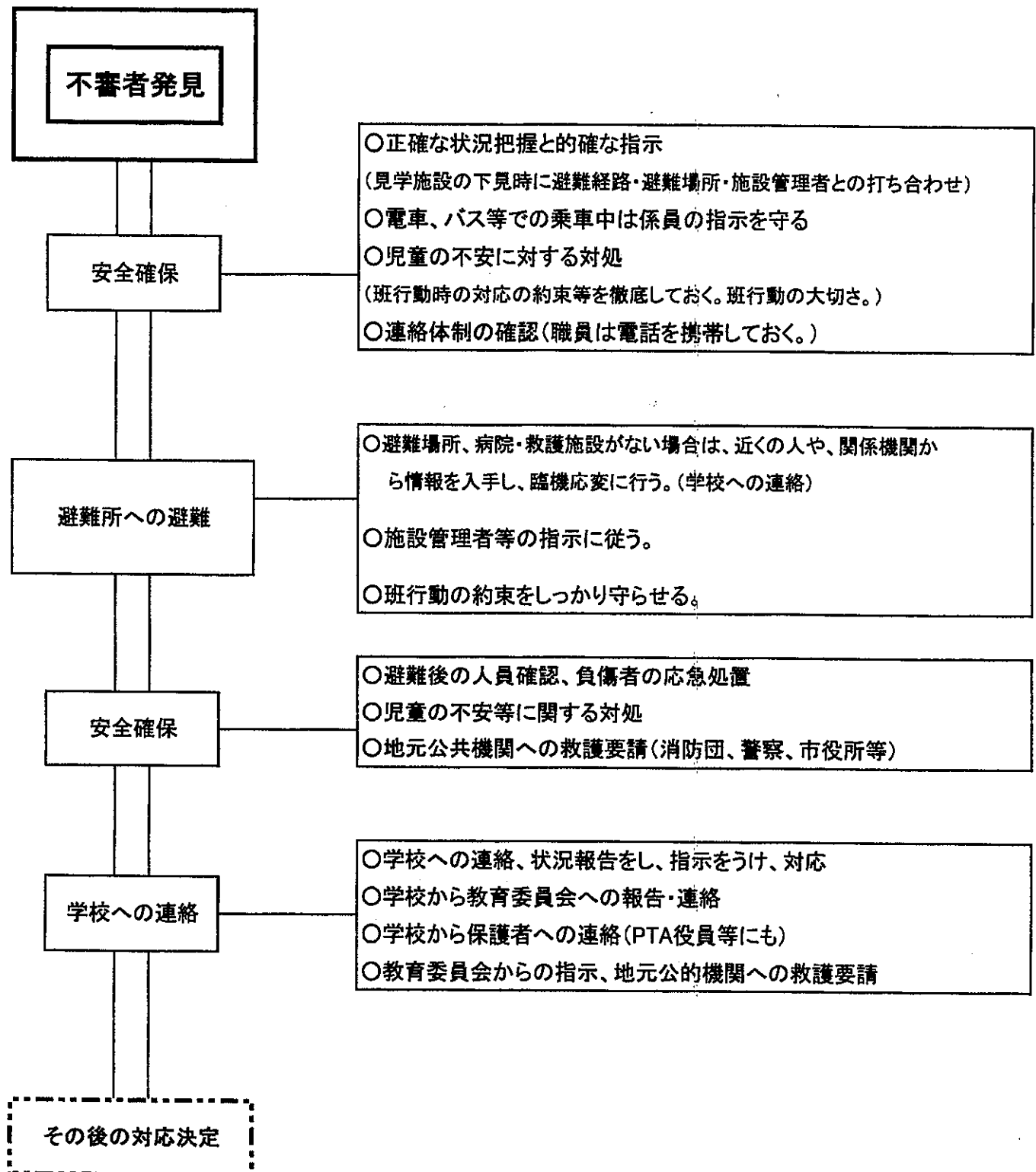
◎ 避難後の対応決定

・児童の避難後の対応決定

1 被害がほとんどなく授業に支障がない場合は、授業を再開する。

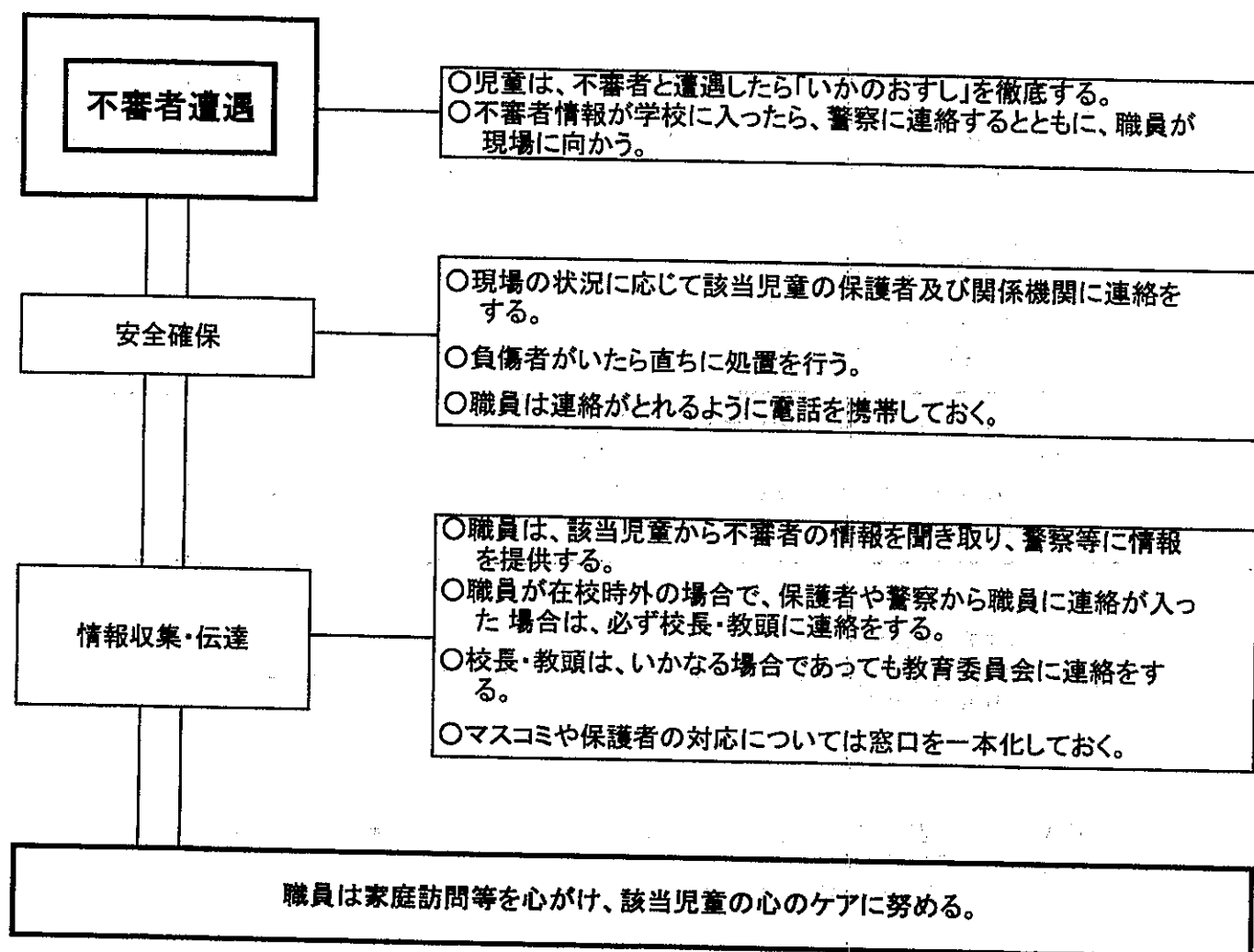
2 被害の規模が大きく、授業続行が不可能な場合は、安心メールを利用し、児童を下校させることを伝える。

◎ 保護者へ連絡



(3) 登下校時又は職員在校時外の災害対応マニュアル

不審者対応時



IV 事後の危機管理

1 引き渡し等

① 引き渡しの判断

引き渡しの判断時には、地域の様子や被害の状況、今後の見通しなどの情報を複数の方法で収集し、児童の安全を最優先に判断する。

事故などの発生後、安全が確保された場合でも、児童が不安や恐怖心を抱いているときは、保護者に引き渡したり、保護者による登下校時の引率やボランティア等による巡回を依頼したりする。

【引き渡しの判断基準】

- ・通学路に被害が発生していないか。
- ・地域の被害が拡大する恐れがないか。
- ・下校の時間帯に危険が迫っていないか。
- ・引き渡す保護者にも危険が及ばないか。

※大雨や雷等の自然災害での引き渡しの判断

○大雨が降ったり、雷が鳴ったりしている場合に下校させることは危険。事前に気象情報や警報等の情報を速やかに収集し、危険に遭わないように下校又は待機(避難)を判断する。

○学校周辺だけでなく、児童の通学路の状況なども踏まえて判断する。

② 自力で下校できる場合

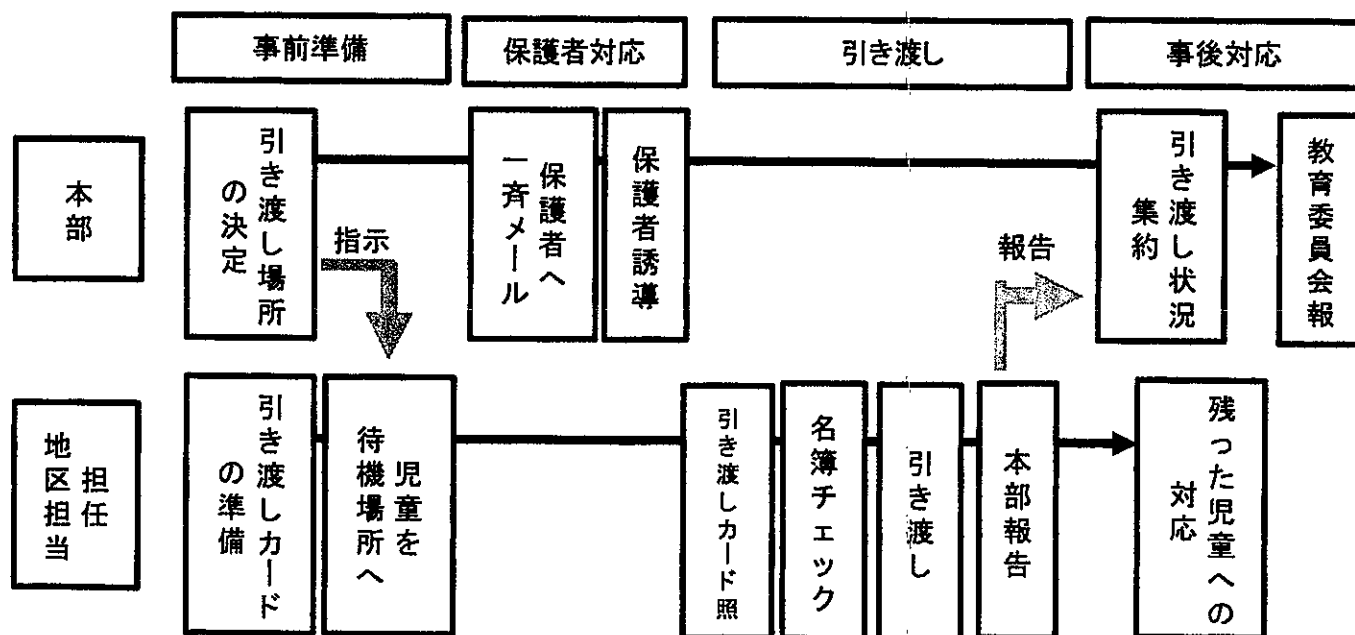
通学路の安全確認を行い、自力で下校できると判断した場合は、地区別に集団下校を行う。各地区の担当は、引率を行う。

③ 引き渡しを行う場合

情報収集や通学路の安全確認を行った結果、児童が自力で下校することができないと判断した場合には、保護者等へ直接引き渡しを行う。

引き渡しは「災害時児童引き渡し計画」に沿って行う。

④ 引き渡し手順

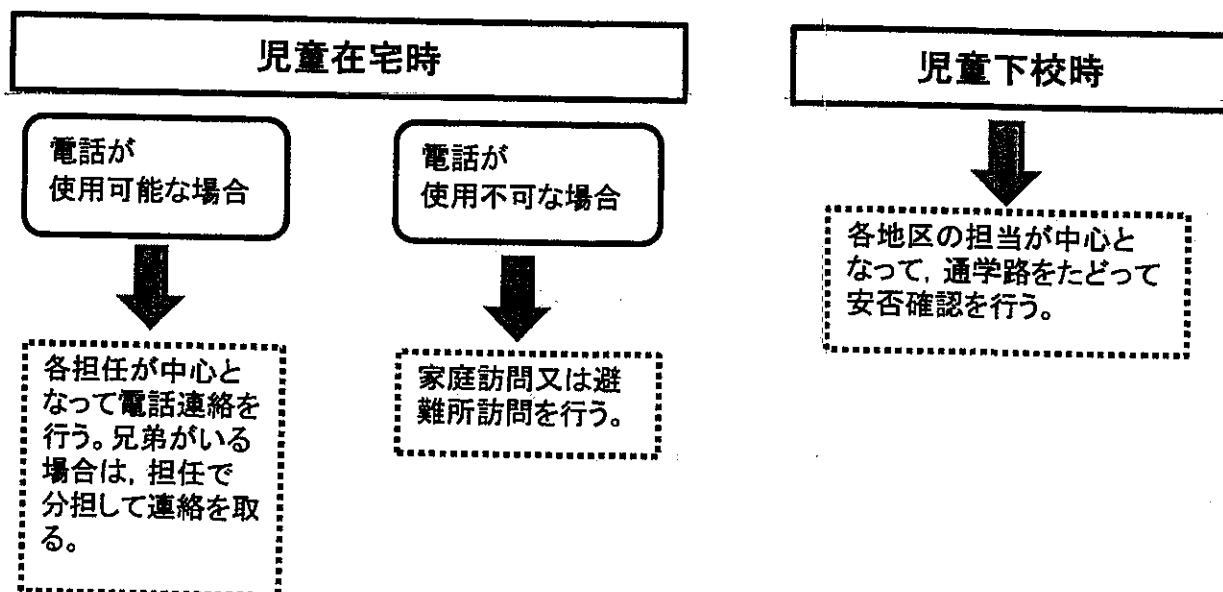


2 安否確認と教職員の対応

(1) 安否確認の内容

- ☐ 児童及び家族の安否・けがの有無
- ☐ 被災状況
 - ・児童の様子
 - ・困っていることや不足している物資
- ☐ 居場所(避難先)
- ☐ 今後の連絡先・連絡方法
- ☐ 安否確認できない児童の情報

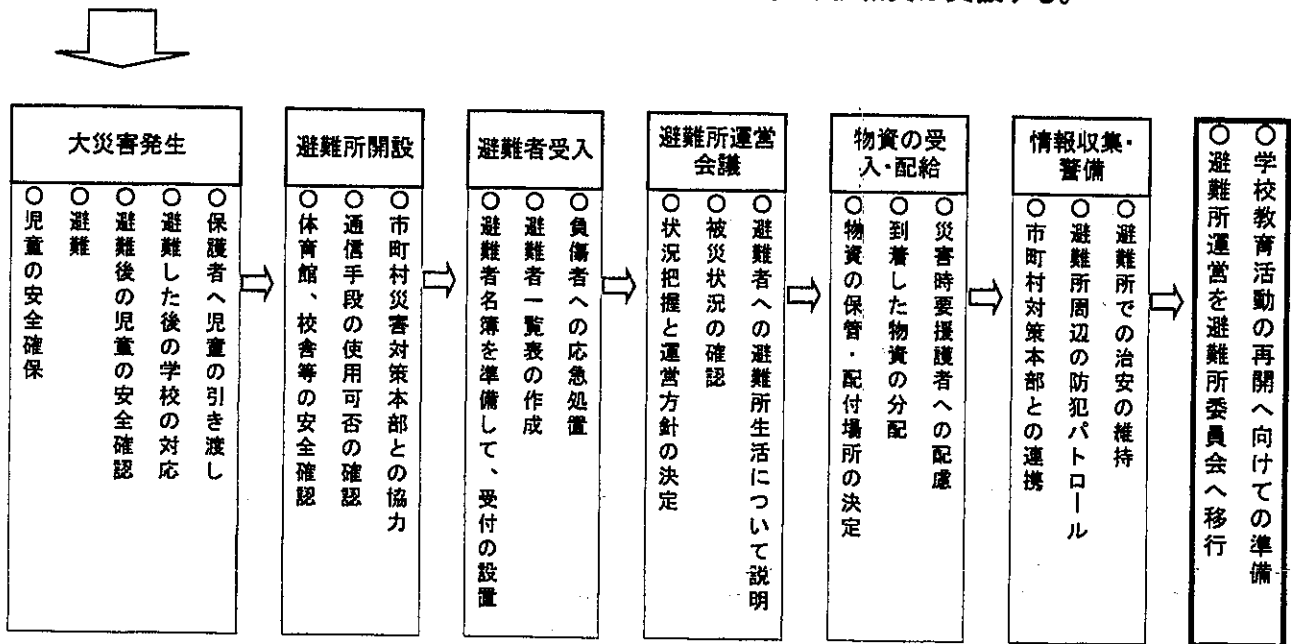
(2) 教職員の対応



3 避難所運営支援計画

基本的な対応

市町村危機管理部局が責任、教職員は支援する。



災害発生後1日目	◎ 避難所の開設 (体育館・その他)	・避難所を開設したことを宣言し、避難者を安心させる。 ・トイレは体育館及び校舎1階を開放する。 ・元気な方には進んで協力してもらい、皆で助け合う。
	◎ 避難者の受入	・指示に従って、落ち着いて行動するように呼びかける。 ・避難者数及び災害時要援護者を確認し、市町村災害対策本部等へ連絡を入れる。
	◎ 物資の確保・受入・配給	・不足の物資については、配給を依頼する。 ・受入の手伝いを避難者の方にもお願いする。
	◎ 情報の収集・提供・警備	・被害状況、安否確認、物資の配給等の情報の収集と提供する。 ・避難所内外の防犯パトロールの実施する。
2～3日目	◎ 避難所運営	・避難者への対応は常に冷静沈着に行う。
	◎ ボランティア対応	・ボランティアの作業内容や配置を振り分ける。

避難所運営を「避難所運営委員会」へ移行及び学校教育活動再開への準備

- ・災害発生後4日目頃から、教職員、市町村担当職員による避難所運営から、市町村職員、避難者自治組織を中心とした「避難所運営委員会」による運営に移行する。
- ・教職員はそれまでの業務を避難所運営委員会の各班に引継ぎ、各班の支援にまわる。
- ・応急教育の開始時期、内容、方法等を検討する。

4 心のケア

災害時におけるストレス症状のある児童への対応については、健康観察等により児童の異変に気付き、問題の性質(早急な対応が必要かどうか、医療を要するかどうか等)を見極め、必要に応じて保護者や主治医と連携を密にとり、校内組織と連携して組織的に支援にあたる。

A: 災害発生から 学校再開まで

安否確認・健康状態の把握と 組織体制の確立

管 理 職	☐ 児童の安否確認、被災状況、心身の健康状態の把握を指示 ☐ 臨時の学校環境衛生検査の実施について検討 ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 心のケアに向けた組織体制・役割分担の確認 ☐ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成 ☐ 地域関係機関等との協力体制の確立 ☐ 保護者との連携・健康観察強化依頼 ☐ 緊急支援チームの受け入れ ☐ 報道機関への対応 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
養 護 教 諭	☐ 安否確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・健康観察の強化・担任等との連携 ☐ 保健室の状況確認と整備 ☐ 管理職やカウンセラーとの連携 ☐ 学校医、学校薬剤師との連携 ☐ 心のケアに関する啓発資料の準備(くまもと心の自己回復プログラム等) ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学 級 担 任 な ど	☐ 安否確認と心身の健康状態の把握 ・家庭訪問、避難所訪問 ・児童などの家庭の被災状況確認 ☐ 学校再開へ向けての準備 ・学校の被災状況、衛生状況の調査 ☐ 養護教諭との連携 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応

B: 学校再開から 一週間

心身の健康状態の把握と 支援活動

管 理 職	☐ 児童の心身の健康状態の把握と支援活動の指示 ・健康観察の徹底・質問紙調査等 ・家庭での様子調査・相談希望調査 ・臨時健康診断の検討・個別面談 ・教職員間での情報共有・医療機関などとの連携 ☐ 保護者への啓発活動の実施の指示 ・健康観察の強化・啓発資料配付 ☐ 心のケアに関する講話の実施 ☐ 安全・安心の確保への対応 ・被害の拡大、二次被害の防止 ☐ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
養 護 教 諭	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察強化・担任等との連携 ・心のケア質問紙調査・相談希望調査 ☐ 保健だより等の啓発資料配付 ☐ 管理職やカウンセラーとの連携 ☐ 心のケアに関する保健指導の実施 ☐ 健康相談の実施 ☐ 専門機関との連携 ☐ 感染症予防対策 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応
学 級 担 任 な ど	☐ 心身の健康状態の把握 ・健康観察の徹底 ・心のケア質問紙調査・相談希望調査 ☐ 教職員間での情報共有 ☐ 保護者との連携 ・啓発資料の配付、健康観察強化依頼、個別指導 ☐ 養護教諭との連携 ★障がいや慢性疾患のある児童への対応

継
続
支
援

5 学校再開に向けて

＜学校再開に向けた取組＞

児童・教職員の被害状況の確認

- 児童の安否と所在場所の確認
- 教職員の安否確認

○教職員は、できるだけ速やかに、生徒の被災状況を確認する(避難先、連絡方法、健康状態等)。

家庭・保護者の被災状況の確認

- 保護者の安否と所在場所の確認

○地域、PTAと連携を図りながら、家庭・保護者の安否確認、所在場所、学区内の被災状況を確認する。

学校施設・設備等の点検

- 建造部材、非構造部材の点検と補修
- ライフライン(水道、電気、ガス等)の復旧状況
- 危険箇所の立入禁止の明示と危険物・危険薬品などの点検
- 仮設トイレの設置の要請
- 校舎内外の清掃・消毒

○校舎や施設設備等の使用再開につちえ、応急危険度判定士等の点検により安全性を確認する。

○がれき・破片の除去や立入禁止措置等の応急復旧等を行う。

○学校環境衛生基準に基づき、適切な衛生状態が確保されるようにする。

給食業務の再開

- 施設、設備の安全点検
- 所管教育委員会、食材委託業者との調整

○簡易給食の手配等給食業務が早期に再開できるように関係機関と連携を図る。

○学校給食衛生管理基準に基づき、衛生管理に努める。

○食物アレルギーを有する児童について十分な配慮を行う。

通学方法確認と通学路安全点検

- 通学路の危険箇所の点検と交通状況の報告
- スクールタクシーとの調整

○通学路の安全点検を実施し、危険箇所については、関係機関へ連絡するとともに、教職員で共有する。

○被災状況により通学路や通学手段の変更を行い、登下校の安全を確保できるようにする。

○視覚や聴覚に障がいのある児童に対する確実な情報伝達等の対応も含め、安全確保について十分配慮する。

教育環境の整備

- 授業形態の検討
- 教材教具の確保
- 運動ができる場所の確保
- 支援物資のとりまとめ
- 心のケア(SCとの連携)
- マスコミ、外部ボランティア団体対応
- 学校行事や体育などの授業の在り方

○短縮、二部等、当面の授業形態を検討する。

○教科書、学用品の減失状況を確認し、不足教科書等の確保に努める。

○定期又は臨時の健康診断・健康相談の実施について配慮するとともに、SCの派遣や「くまもと心の自己回復力を高める指導展開例」活用等心のケア対策を講じる。

避難所との共存

- 避難所運営組織と協議
- 立入制限区域の明示

○学校施設が長期的に避難所として使用されることがあるため、立入制限を明示することや動線の設定、ルールの確認をする。